仕様書番号：Ｅ７－１９
作成年月日：令和　７年　６月　２日
作成者氏名：営繕班　　　八木　技官

１号建物外壁塗装

陸上自衛隊　用賀駐屯地

関係者以外不許複製

件名	１号建物外壁塗装	図面番号	１／４
図面名称	表　紙	縮尺	No,scale

特 記 仕 様 書

1 件　　名

1号建物外壁塗装

2 実施場所

東京都世田谷区上用賀１－２０－１　陸上自衛隊用賀駐屯地

3 概　　要

・仮設工事・・・・・・・・・・1式
・下地調整・・・・・・・・・・1式
・外壁塗装・・・・・・・・・・1式（約１６４㎡）
・窓周りシーリング・・・・・1式（約　６８ｍ）
　※幅４５ｍｍ、深さ平均１０ｍｍ
・アスベスト調査・・・・・・1式

4 一般共通事項

(1) 総　則

本仕様書は、用賀駐屯地で実施する「1号建物外壁塗装」について適用する。

本仕様書に記載なき事項は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。

・「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）」
・「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）」
・「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」
・「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）」
・「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）」
・「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」

(2) 疑　義

疑義事項については、官側と協議する。

(3) 現場管理

請負者は、工事現場において一切の管理を行い、駐屯地規則及び関係諸規則を遵守し、工事を実施する上で必要かつ適切な措置を行うものとする。

(4) 現場のおさまり等に関する協議

現場のおさまり、取り合い等の関係で、設計図書によることが困難または不都合な場合は官側と協議する。

(5) 書類手続

着工に先立ち、工事関係書類、工程表各2部を監督官へ提出する。

(6) 駐屯地内への出入門等

駐屯地内への出入門等については、所定の手続き及び諸規則に従うものとする。

(7) 使用材料

工事に使用する材料は、すべて新品とし、搬入時に官側に連絡し、材料検査に合格したものを使用する。

(8) 工事写真

工程毎着工前・中・竣工後及び隠蔽される箇所他、監督官の指示する箇所を撮影し、工事写真帳に整理の上、監督官へ提出する。

※写真は「工事写真撮影ガイドブック」を参照

(10) 光熱水料

官側の電気及び水は原則として使用しないものとし、やむを得ず使用する場合は有料とし、事前に諸手続きを行うこと。

(11) 発生材

金属類については、発生材調書とともに監督官の指示を受け指定された場所に整理のうえ引き渡す。それ以外の物については、場外処分としマニフェストＥ票の写しを官側へ提出する。

(12) 火災予防

現場における火災予防、安全衛生並びに在来施設等の保護には、十分注意を払うものとし、一切の責任は受注者が負うものとする。万一、災害及び事故が発生した場合には、速やかに監督官に報告するとともに、その指示に従うものとする。また、第三者等に損害を与えた場合は、受注者の責任において補償するものとする。

(13) 作業時間

作業時間は８時３０分から１７時までとし、土曜日、日曜日及び祝祭日の作業は原則として実施ししないものとする。ただし、やむをえない場合は監督官と調整のうえ実施するものとする。必要に応じ、既存施設部分等について適切な養生を行うとともに、完成に際しては当該工事に関する部分の適切な後片づけ及び清掃を行うものとする。

(14) 損傷等

本工事を実施するにあたり、駐屯地内外の施設に損傷等を与えないよう十分注意して作業すること。万が一損傷等を与えた場合は、速やかに監督官及び部隊等管理者に報告するとともに、全て請負業者の負担において処置すること。

(15) 環境物品等の適用

「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に則り、使用材料はグリーン購入法等の環境配慮品を使用するよう務める。

5 特記事項

(1) 共　通

ア　着手に先立ち、事前に現地を確認すること。また、本工事は図面より現地の取り合いを優先すること。
イ　図面に示す材料は同等品以上とし、監督官の承認を得るものとする。
ウ　色、柄等について選択できる材料については、監督官の承認を得るものとする。
エ　搬入した材料は、工事に使用するまで変質等がないように保管すること。
オ　本工事を施工する建物はすべて隊員が勤務及び生活をしている。

(2) 使用材料

ア　窓周りシーリング材

変成シリコーン系　JIS　A　5758（ＭＳ－２）

イ　塗料

下地調整塗材　JIS　A　6916

仕上塗材　JIS　A　6909

(3) 施工方法

ア　劣化膜の除去（サンダー工法）

脆弱化した塗膜の表面・膨れ等を、サンダー・スクレーパー等により除去する。

イ　下地調整（サンダー工法）

水洗い・清掃（粉化物、付着物等は高圧洗浄機等を使用して除去し清掃を行う。）

ウ　下地調整材塗り（サンダー工法）

サンダー等により部分的に除去した箇所は、セメント系下地調整材を充填し、段差の無いよう全体を調整する。

なお、使用する下地調整材等は次による。

(ア) 下地調整材Ｃ－２を、１～２ｍｍ程度全面に塗り付けて平滑にする。ただしスラブ等の見上げ面は省略する。
(イ) 下地の不陸調整厚さが１ｍｍ以下の場合は、上記（ア）に代えて下地調整塗材Ｃ－１を平滑に塗り付けることが出来る。
(ウ) 下地の不陸調整厚さが３ｍｍを超えて１０ｍｍ以下の場合は、上記（ア）に代えて下地調整塗材ＣＭ－２を平滑に塗りつける。

エ　仕上げ塗材塗り

防水型複層塗材Ｅとし、細部は標準仕様書による。

6 その他

(1) 工事の日程は監督官との協議によるものとし、実施工程表を作成し提出すること。
(2) 検査官は、補修の必要があると認めた場合には、請負者に対して、期限を定めて補修の指示を行うことができるものとする。
(3) 図面、仕様書に記載又は指示のない事項でも、技術的に当然なすべき事項は、積極的に実施すること。
(4) その他、官側の指定する書類を提出すること。

件名	1号建物外壁塗装	図面番号	2／4
図面名称	仕　様　書	縮尺	―

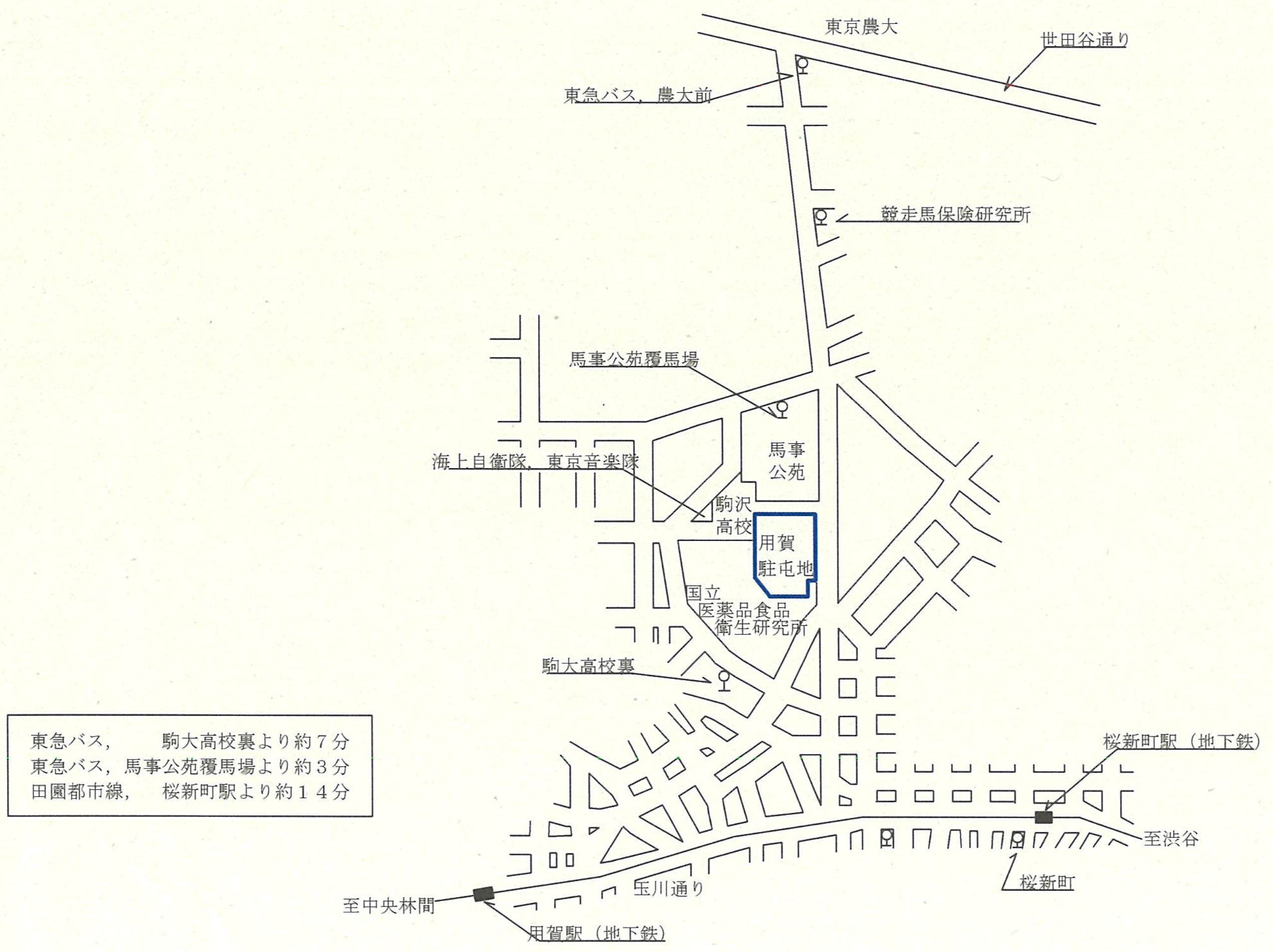

案内図（１：３０，０００）

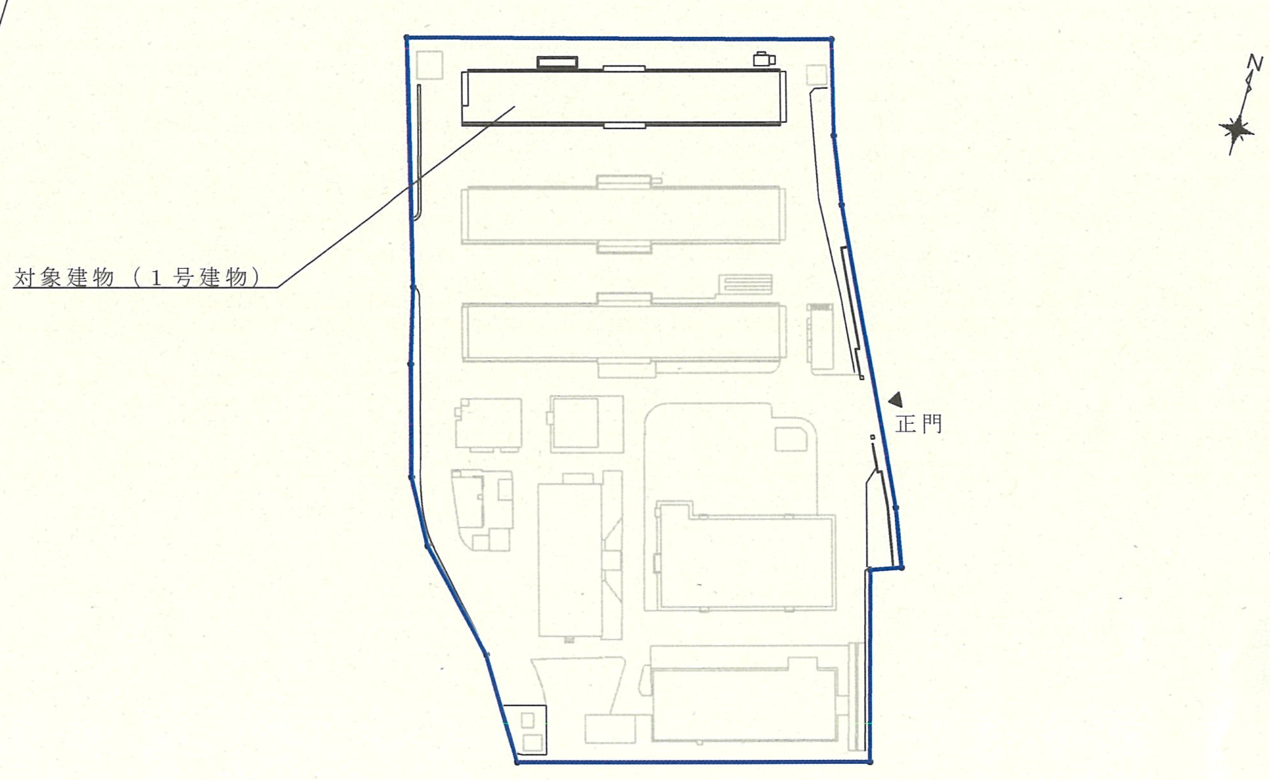

配置図（１：５，０００）

件　名	１号建物外壁塗装	図面番号	３／４
図　面　名　称	案内図・配置図	縮　　尺	－

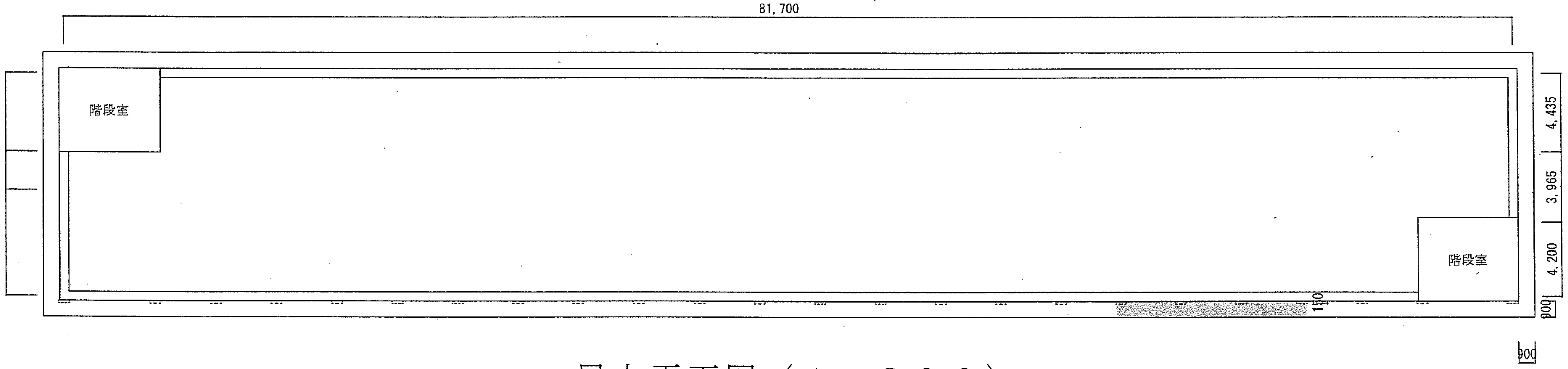

屋上平面図（1：300）

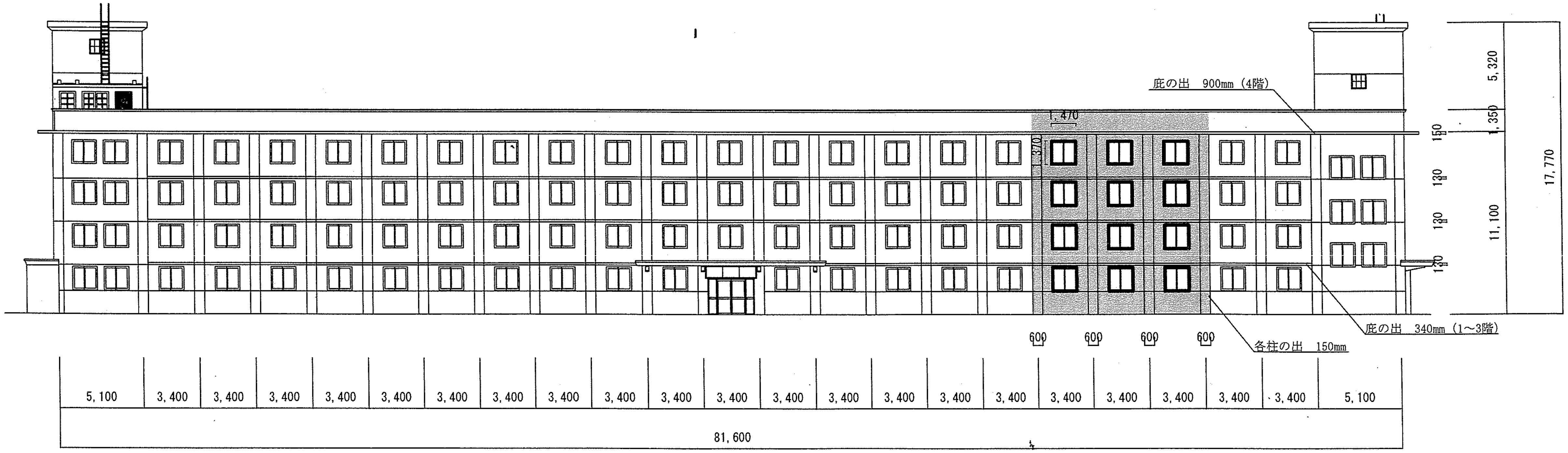

立面図（1：300）

凡例	
(灰色)	塗装範囲を示す
(太枠)	窓周りシーリング新設を示す

件名	1号建物外壁塗装	図面番号	4／4
図面名称	屋上平面図・立面図	縮尺	ー